

令和5年9月11日

令和5年度第6回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和5年9月11日（月曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡中央公民館 1階 大ホール
3. 閉会年月日 令和5年9月11日（月曜日） 午後2時02分

4. 議案

- 議案第27号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第28号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第29号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第30号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
- 議案第31号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について
- 報告第18号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
- 報告第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
- 報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第21号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	6番 工藤 隆志	7番 窪寺 洋志
8番 齊藤 光朗	10番 堤 武久	13番 中村 美喜雄
14番 成田 貴吉	15番 西澤 清光	16番 野口 友子
17番 福士 修身	18番 安田 昌樹	19番 山田 正樹

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

5番 鎌田 清勝	9番 澤田 今日一	11番 豊川 明子
12番 長野 英雄		

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	3番 福士 博人	5番 木立 忠徳
6番 風晴 繁雄	7番 山内 洋一	8番 山田 五月
9番 川村 忠則	10番 佐藤 量一	11番 小泉 作郎
13番 石川 正光	15番 野呂 正幸	16番 石村 英康
17番 三上 紘史	18番 出町 鉄昭	19番 細川 隆雄

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

2番 澤田 秀一	4番 工藤 隆正	12番 斉藤 直美
14番 奈良岡 和也		

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小 笠 原 訓 史	事務局 次 長	工 藤 哲 也
事務局 分 室 長	佐 藤 保	主 幹	古 田 正 之
主 幹	工 藤 武	主 査	山 内 武 志
主 査	後 藤 吏 央		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

青森市農業委員会農業委員 19 名中 15 名が出席しております。過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。また、農地利用最適化推進委員は 15 名が出席しております。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議 長 (福士修身会長)

それでは、ただいまから、令和 5 年度第 6 回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。15 番西澤清光委員、18 番安田昌樹委員の両委員を指名したいと思いますですが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、本日 1 日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第 27 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明を

それでは、●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、1番秋谷委員どうぞ。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷といいます。●●さん、本日は大変ご苦勞様でございます。3点程お尋ねします。

1点目は、移住するということですが、どこに移住しようとしているのかお知らせください。

2点目は、移住するのは子供さんも一緒か、●●さん一人なのか、その辺をお知らせください。

3点目は、もしよろしかったら、●●さんはどういうお仕事をされてこられたのか。その辺を少し紹介していただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（福士修身会長）

●●さんお願いします。

○●●●●氏

耳が遠いので。本郷の篠原ですね。移住する場所になります。私と主人も一緒に移住をします。

父の仕事ですね。今まで造園業やリフォームとか。その休みの日に畑をやっていました。

○1番（秋谷進委員）

ありがとうございました。

○議長（福士修身会長）

他にございませんか。

○議長（福士修身会長）

それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●●●氏 退場）

○議長（福士修身会長）

続きまして、4ページ目の賃借権設定申請番号78番及び79番●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者である●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長（福士修身会長）

まず、簡単に自己紹介と、申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

こんにちは。青森市八ツ役から来ました●●●●です。申請に至った動機は、大学時代の青森マルシェの活動や米農家の山田さんのところで4年間米作りのアルバイトを経験したことで農業や食に興味を持ち、大学卒業後は東京の卸売会社に就職しました。

その後、以前のアルバイト先だった山田さんより一緒にお米を作らないかとお誘いをいただき、青森の美味しい米を未来に残し、事業のさらなる発展をさせたいと思い新規就農を決意しました。簡単な自己紹介ですが、以上です。

○議長（福士修身会長）

どうもありがとうございました。

それでは、●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、秋谷委員をお願いします。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷といいます。●●さん大変ご苦労様です。3点程お尋ねしたいと思います。

久しぶりの20代の農業志望者ということで非常にウェルカムでございます。その点を踏まえまして、3点程お尋ねします。

1点目、作付けするお米の品種、あきたこまちと書いていますけれども、青森県だいたい良い品種いっぱいありますが、あきたこまちを選んだ理由をお知らせ願いたい。1点目です。

2点目ですね、今、8反歩くらい取得する予定ですが、5年後には3町5反。3.5ヘクタールくらい経営したいということでございますが、その目途が立っているのかどうか。これが2点目です。

3点目は、最終的にどういう農業経営の理想像を描いているのか、その辺を紹介していただければと思います。

以上です。

○議長（福士修身会長）

●●さんお願いします。

○●●●●氏

まず1点目のあきたこまちの作付け理由は、今年2月に東京から帰ってきたのですが、色々と山田さんのお力をいただきまして、あきたこまちの作付けに至ったのですが、青森のおいしい品種だったり、最終的には青天の霹靂を作らせていただきたいと思っております。

2点目の拡大の目途は立っているのかは、まだ確実ではないですが、ゆくゆくは大丈夫かなと私自身思っております。

3点目の理想像ですが、これから前の卸売会社の売り先とかにも営業をかけて直接販売をしたいと考えております。

○議長（福士修身会長）

よろしいですか。

○1番（秋谷進委員）

ありがとうございました。あきたこまちを作付けしている理由は、山田さんに聞いたほうがいいみたいですね。

山田さん、差支えなければその辺ご紹介していただければ。

○議長（福士修身会長）

山田さんお願いします。

○19番（山田正樹委員）

19番山田です。あきたこまちにこだわって作付けしているわけではなくて、私、実は9品種ほど作付けしておりまして、その中の主力品種があきたこまちになっています。理由は色々あるんですけども、私が米作りを手がけた当時の話で、一番売りやすかったという、ただそれだけの話ですけど。現状は青天の霹靂等を大事に作っていますので、●●さんにも青天の霹靂を含めて県産米を作っていただきたいと思います。

実は、契約栽培で紫黒米、古代米、それもかなり良い条件でお話があるので、出来れば安定した品種を将来的に彼に作ってもらえればご本人も安定するんじゃないかと思っています。

以上です。

○議長（福士修身会長）

どうもありがとうございました。

他に質問ある方、はい、安部さん。

○2 番（安部浩一委員）

2 番安部です。農機具の保有状況で、トラクターや田植機、コンバインは借りておきながら、農業用ドローンや畔塗機は購入となっていますけど、これはどういうことなのかな。なぜドローンが先に購入になっているのかなって。

○●●●●氏

トラクター、田植機、コンバインは、もちろん先に購入したいのはありますが、資金的な面で大きな資金がかかるということで、借用できるうちはお借りしまして、5 年後ゆくゆく経営が安定してきたら、トラクター、田植機、コンバインを購入したいと思っています。

○2 番（安部浩一委員）

言っている意味はそうじゃなくて、トラクターは高額だっていう話をしましたけど、とっかかりって、面積もたったの 8 反ですよ。であれば、ドローンとか畔塗機買うお金があるなら、中古のトラクターを購入してやればどうなんですか。

農業やるうえで、畑作なんでもそうだけど、トラクターは主軸になっていくと思います。なんでも新車で買うっていう人、私たくさん見てきましたけど、そうではなく中古で買いながら、やっていけば、幅ももっと広がる。使いたい時に使える。借入していると、使いたい時に使えない、思った農業が出来なくなるのを見てきている。ドローンだって安いもんじゃありませんよ。どの程度のドローン買うのか私はわかりません。たかだか 8 反歩、ドローンを購入して、畔塗機だって、春の一日か二日しか使いませんよ。畔塗機だって新品だと 120~130 万くらいしますよね。そういう資金があつたら、最初は、ならしもそうだし、中古トラクター買っていったほうがいいんじゃないかなと私の経験上からそう思います。

山田さんから借りるみたいだけど、山田さんだって 20 町歩くらいやっています。私の近くでもやっているのを見ますけど、以前も若い人に機械を借用でやってみただけど、20 町歩やりながら、賃貸で貸し出しできるのかなって。それだけ機械があるのかもわかりませんが、私もトラクター 6 台ありますけど、今年も買いましたけど、それでも足りませんよ。

なんで、ドローンなのかなって不思議でしょうがなかった。それに関して詰めて聞きたいんです。私も若い人育てて一本立ちさせました。今は、ほとんど交流もしないでやっているのは、若い人の感性とかやり方があるから、口を出さないようにしてやっているわけさ。突き放したような形でやっていました。

○議 長（福士修身会長）

安部委員、簡潔にお願いします。

○2 番（安部浩一委員）

ドローンに関して、どういう優先順位でドローン購入に踏み切ったのかな。

○議長（福士修身会長）

●●さん、様々なご質問ですので、出来るだけ簡潔にご答弁お願いします。

○●●●●氏

まず、ドローンを先に買う理由ですよね。

まず先程申しましたが、トラクターは来年は借用しますけど、ゆくゆくは買いたい。これがまず1点。

ドローンをなぜ先に買うかといいますと、私、作付け面積は多くないので、作業受託を受けたいなと思ひまして。そうしないと私の生活も成り立たないものですから、そこで作業受託をしつつ、トラクターはゆくゆく購入したいと考えております。

○議長（福士修身会長）

ありがとうございました。よろしいですか。

○2番（安部浩一委員）

ちょっと待って、ドローンは作業受託できませんよ。それ、ご存知ですか。

ドローンはあくまでも、自分が作っている農地のみで、作業受託はドローンはできません。もしやる場合は、営業用の航空免許が必要ですよ。それ、ご存知だったでしょうか。

○●●●●氏

わかりました。参考にさせていただきます。

○議長（福士修身会長）

よろしいですか。他にございませんか。

どうぞ。

○14番（成田貴吉委員）

14番成田です。●●さんご苦労様です。

私の聞きたいことは●●さんの出身地と、お父さんお母さんが農家か非農家か聞きたいです。

○●●●●氏

私の出身地は青森市桜川というところにあります。母と父は非農家です。以上です。

○14番（成田貴吉委員）

ありがとうございます。新たな風を吹き込んで活性化してください。よろしくお願いします。以上です。

○議長（福士修身会長）

他にございませんか。

○議長（福士修身会長）

それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●●氏 退場）

○議長（福士修身会長）

続きまして、5 ページ目の使用貸借権設定申請番号 82 番の●●●●さんは新規就農の方で、ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きの上、ご審議願います。

では、申請者である●●さんを入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議長（福士修身会長）

まず、簡単に自己紹介と、申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

●●●●といます。どうぞよろしくをお願いします。

私は、現在、浪岡川土地改良区で働きながら、休日や平日出勤前、帰宅後に実家の農作業を手伝っています。数年前に父が他界後、農地等の相続について実家で協議したところ、私の居住地が青森市浪館と遠方であることなどから、私の妹が相続しましたけれども、私が定年退職まで残すところ 5 年となりまして、退職後本格的にりんご作りをするために、今後既存園地の新植や老木樹の改植をしていきたいと考え、申請することにしました。

○議長（福士修身会長）

どうもありがとうございました。

それでは、●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

1 番秋谷といいます。●●さん、今日のご苦勞様でございます。本格的にりんご作りをしたいということで、非常にウェルカムでございます。

3 点程お尋ねします。

まず、1 点目ですね、現在のりんご園地でどういう品種が付けられているか現状をお知らせ願えれば。

2 点目ですね、新植、改植をしていきたいということでございますが、丸葉それとも、わい化どちらを考えているか。

3 点目は、技術的なものね。農協出荷を考えているということで、農協さんからの指導で間違いないと思いますが、うち方の農業委員会も非常に優秀なプロの方いますので、技術的に行き詰まった時、農業委員会の方にも相談していただければ、非常に良い回答がいくと思いますのでご利用ください。

以上でございます。

○議 長（福士修身会長）

それでは、●●さんお願いします。

○●●●●氏

1 番目ですけれども、既存園の品種ですが、6 反歩のうち 4 反歩くらいがふじ、丸葉です。それとあとは、つがるが 2 反歩弱くらいですね。王林 5 本、弘前ふじが 3 本です。わい化はありません。全部丸葉です。

○議 長（福士修身会長）

それから、もう 1 点の質問。

○●●●●氏

指導については、出荷は全部農協さんですけれども、何もわからないので農業委員会のご意見とか参考にしながら、これからも作っていきたいと思います。

○議 長（福士修身会長）

よろしいですか。他にございませんか。

○●●●●氏

すみません。先程の今後の品種ですけれども、これから改植していくのはハイブリットで考えています。今のところ来年 4 月に、新植の申し込みをしております。きおう 50 本くらい、ふじの紅虎 20 本くらいですかね。ハイブリットで考えています。

○議長（福士修身会長）

はい、野口委員お願いします。

○16番（野口友子委員）

16番野口です。妹さんが相続した土地は何を作られているのか教えていただきたい。

○●●●●氏

りんごと米です。りんごが全部合わせると1町1反くらい。6反歩が家のすぐ後ろとちょっと離れたところにあります。田んぼが1町7反です。

○議長（福士修身会長）

よろしいですか、野口さん。他にございませんか。

○議長（福士修身会長）

はい、一戸委員。

○3番（一戸昭憲委員）

3番一戸です。●●さん今日のご苦労様でした。

●●さんの畑は、私達が剪定してしまして、その度に一生懸命頑張って質問しています。相続したのは妹さんということですがけれども、税理士が私と同じで寿栄さんの名前でやっていると思いますので、引き続き頑張っていただければと思います。

○議長（福士修身会長）

他にございませんか。

それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●●氏 退場）

○議長（福士修身会長）

次に、4ページの賃借権設定 申請番号78番及び79番の審議を行うにあたり、山田正樹委員、山田五月推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（山田正樹委員、山田五月推進委員 退席）

○議 長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

山田正樹委員、山田五月推進委員を入場させてください。

（山田正樹委員、山田五月推進委員 入場）

○議 長（福士修身会長）

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 28 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の転用を目的とした所有権移転に関する農地法第 5 条の許可申請が 1 件、賃借権設定に関する許可申請が 1 件となっております。

申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、右上に「議案第 28 号 関係資料①」と記載している資料をご覧ください。

申請番号 8 番、申請地は 1 筆、譲受人、譲渡人及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2 ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が案内図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図、6 ページ目が農地転用計画書、7 ページから 8 ページ目が土地の登記簿、9 ページから 11 ページ目が法人の登記簿となります。

それでは 1 ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地と判断しております。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっておりますが、例外許可事由の一つに、「公益性が高いと認められる事業の用に供するために行われるもの」で、「土地収用法により土地を収用し、又は使用することができる事業」というものがあります。

土地収用法により土地を収用できる事業の中に「社会福祉法による社会福祉事業」があり、今回の転用目的である「障害児通所支援施設」は「社会福祉法で定める第二種社会福祉事業」であるため、この事由に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて、右上に「議案第 28 号 関係資料②」と記載している資料をご覧ください。

申請番号 9 番、申請地は 1 筆、借人、貸人、及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2 ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が案内図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図、6 ページ目が農地転用計画書、7 ページ目が土地の登記簿、8 ページから 10 ページ目が法人の登記簿となります。

それでは 1 ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。まず、立地基準については、申請地は、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地のいずれにも当てはまらないことから「その他の農地」と判断され、その許可基準は第 2 種農地と同様

とされています。

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて別な土地で目的が達成可能な場合は原則として許可できませんが、例外許可事由の一つに、「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」であり、かつ「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる」というものがあります。

今回の転用は、NTT ドコモ基地局新設工事のための資材置場及び駐車場として、許可日から3ヶ月までの期間利用するものであり、かつ農用地区域外に農地が位置しているため、この事由に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（福士修身会長）

これより本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第29号及び第30号は関連がありますので一括審議の議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が1件、利用権設定が3件の合計4件であり

ます。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が7ページ、利用権設定の案が8ページから9ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第30号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、当該利用集積計画（案）決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められています。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、7ページの所有権移転 申請番号35番の審議を行うにあたり、福士博人推進委員が議事参与の制限を受けますので、同推進委員の退席を求めます。

（福士推進委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

福士博人推進委員を入场させてください。

（福士推進委員 入场）

○議 長（福士修身会長）

次に、8 ページの利用権設定 申請番号 41 番の審議を行うにあたり、山田正樹委員、山田五月推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（山田正樹委員、山田五月推進委員 退席）

○議 長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

山田正樹委員、山田五月推進委員を入場させてください。

（山田正樹委員、山田五月推進委員 入場）

○議 長（福士修身会長）

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、当該計画等のおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(福士修身会長)
ご異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。

○議長(福士修身会長)
次に、議案第31号を議題とします。
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案に関しましては、以前に青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けている農地を転貸するにあたり、農業委員会が、農用地利用集積等促進計画の作成を機構に要請する内容となっています。

令和5年4月1日の法改正前は、青森市長が農業委員会の意見を求める議案となっておりますが、当該議案に係る規定が改正法の経過措置に含まれていないことから、改正後の法令に基づき、促進計画の作成を機構に要請しようとするものです。

それでは、説明に入ります。

本案の農用地利用集積等促進計画(案)は利用権設定が1件であり、個別の内容につきましては、10ページに記載のとおりであります。

これら農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしていると判断しております。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福士修身会長)
これより本案について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
(意見なし)

○議長(福士修身会長)
本案について、農用地利用集積等促進計画の作成を青森県農地中間管理機構に要請することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(福士修身会長)
ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長(福士修身会長)
次に、報告第18号を議題とします。
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局
本案は、青森地区市街化区域内農地の自己所有農地の転用届出が2件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長(福士修身会長)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
(了承)

○議長(福士修身会長)
次に、報告第19号を議題とします。
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局
本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が4件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長(福士修身会長)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
(了承)

○議 長 (福士修身会長)
次に、報告第 20 号を議題とします。
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局
本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が 2 件となっております。

○議 長 (福士修身会長)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
(了承)

○議 長 (福士修身会長)
次に、報告第 21 号を議題とします。
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局
「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明が 4 件です。
なお、非農地証明書は同規定により交付済です。

○議 長 (福士修身会長)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
(了承)

○議 長 (福士修身会長)
それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○19 番（山田正樹委員）
（認知症の方が所有している不耕作地の解消について）

○事務局次長
（家族信託制度について）

○2 番（安部浩一委員）
（家族信託の手続きについて）

○議 長（福士修身会長）
ほかに事務局から何かありますか。

○事務局
（農家相談の手引きの配付について）
（東青地区農業委員会大会欠席者への資料の配付について）
（農業委員と農地利用最適化推進委員募集の説明会について）

○事務局
次回の月例総会は、10月10日（火）午後1時から、場所は「柳川庁舎大会議室」での開催となりますので、よろしくお願ひします。

○議 長（福士修身会長）
これをもちまして、令和5年度第6回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。